

田布施倶楽部会員規約

(名称)

第1条 本会は、田布施倶楽部と称する。

(目的)

第2条 本会は、町民、町出身者、町ゆかりのある方、団体、企業等による田布施町を応援するためのファンクラブとして、田布施町の魅力を全国に広く発信するとともに、町の情報を共有し、会員相互の交流を図ることにより、町活性化、移住・定住の推進、観光、企業誘致等に向けた協力・提言を得ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1 田布施町役場企画財政課内に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、この規約を承諾し、第6条に規定する入会手続きを完了した田布施町を愛するものをいう。

(会員の種類)

第5条 本会の会員の種類と役割は次のとおりとする。

(1) ふるさと応援大使

町ゆかりの著名人、財界人、まちづくりに見識のある方などで、町長が委嘱する

(2) 町外サポーター

町出身者、町ゆかりのある方、田布施町に行ってみたい・興味のある方など

(3) 町内サポーター

町内在住の方で本会を盛り上げてくれる方など

(4) フェイスブックサポーター

本会のフェイスブックに「いいね」を押してくれた方

(入会手続)

第6条 本会に入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、入会申込書を事務局に提出して入会の手続きを行う。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意することとなる。

(1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「会員の個人情報」という。）を名簿に登録すること。

(2) 本会の運営上必要な場合に限り、会員の個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがある。

(1) 入会申込みにあたり記入した内容に虚偽の記載があった場合

(2) 入会を承認しない正当な事由がある場合

(3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、又は宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行なう者である場合

4 第1項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、事務局は会員の個人情報を名簿に登録する。

(入会金及び会費)

第7条 本会の入会金及び会費は無料とする。

(事業)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 田布施町の情報発信及び情報共有に関すること。

(2) 会員相互の交流の場を会員に提供すること。

(3) その他必要なこと。

(禁止行為)

第9条 会員は、本会が提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはならない。

(1) 他の会員、第三者若しくは本会の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくは本会を誹謗中傷する行為又は本会の運営を妨げる行為

(3) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局の承諾なく本会の情報若しくは本会が発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員の届出義務等)

第10条 会員は会員の個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局に対して速やかに変更の届出又は退会の手続きを行うこととする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が事務局に対して退会を申し出たときは、当該会員は、会員資格を喪失することとする。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとする。

(1) 第9条の各号に掲げる行為を行なったとき

(2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断したとき

(損害賠償)

第12条 事務局は、本会の運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(個人情報)

第13条 事務局は、本会の運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(規約の変更)

第15条 事務局は、本会の運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、田布施町公式ホームページ及びフェイスブックページへの掲載等の方法により、会員に対して当該部分の変更内容を周知することとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規約は、平成27年11月16日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。